

高知市デマンド型乗合タクシー運行事業の実施に係る公募型プロポーザル募集要領

1 公募型プロポーザル実施の目的

この要領に定める公募型プロポーザルは、高知市土佐山・円行寺・久重地域、鏡地域、春野地域において、高知市デマンド型乗合タクシー運行事業を実施するに当たり、広く企画提案を募集し、最も適切な事業実施候補者を選定することを目的とします。

2 事業の概要

(1) 事業名 高知市デマンド型乗合タクシー運行事業

○土佐山・円行寺・久重地域 ○鏡地域 ○春野地域

※土佐山・円行寺・久重地域は1事業地域として、事業実施候補者を選定します。

(2) 事業内容 別紙「高知市デマンド型乗合タクシー運行事業実施仕様書」のとおり

(3) 事業期間 令和7年10月1日から令和10年9月30日まで

特段の事情がない限りこの期間中は事業を継続することとします。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者としてします。

(1) 高知市内に主たる営業所（本社）を有する者

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当しない者

(3) 令和7年1月1日までに納期の到来した国税、地方税及び社会保険料（健康保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金及び子ども・子育て拠出金）を滞納していない者

(4) 本プロポーザル募集開始日から提案書の提出期限までの間において、高知市競争入札指名停止措置要綱（平成6年7月1日制定）（以下「本市指名停止要綱」という。）の規定による指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない者

(5) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。

(6) 代表者又は役員等が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第4条各号のいずれにも該当しない者

(7) 一般乗合旅客自動車運送事業に関する道路運送法第4条の許可を取得している者若しくは運行開始までに取得見込みの者

4 プロポーザルに係る質問及び回答

本プロポーザルに関する質問等の取扱は次のとおりとします。

(1) 提出様式 質問書（様式第1号）

(2) 提出期限 令和7年4月7日（月）午後5時15分まで

(3) 提出先 「13 問い合わせ先」と同じです。

(4) 提出方法 持参又はFAX（FAXによる場合は、必ず電話により着信を確認してください。）

(5) 回答方法 提出された質問に対する回答は、令和7年4月11日（金）までに、質問者に対してFAXにより行うほか、高知市政策企画部交通戦略課のホームページ（<http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/193/>）に掲載します。

5 参加意向申出書等の提出について

(1) 提出書類

本プロポーザルの参加に当たり提出する書類は、次のとおりです。

提出書類の名称	様式又は発行場所
① 参加意向申出書	様式第2号
② 高知市デマンド型乗合タクシー運行事業の実施に係る公募型プロポーザル参加資格要件確認書	様式第3号
③ 法人概要書	様式第4号
④ 会社定款	
⑤ 財務諸表（直近1事業年度分決算書類）	
⑥ 登記事項証明書（写し可）	地方法務局
⑦ 市税に係る納税証明書（写し可）	本社所在地の市（高知市）
⑧ 県税に係る納税証明書（写し可）	本社所在地の県（高知県）
⑨ 国税に係る納税証明書（写し可）	税務署
⑩ 社会保険料納入確認（申請）書	様式第5号
⑪ 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書	様式第6号

【注意事項】

- 官公署等の証明書類は、申請書提出日から遡って3ヶ月以内に発行されたものに限る。
- 写し可については、コピー機等により複写した、ほぼ原寸大の鮮明なものに限る。
- 市税及び県税に係る納税証明については、令和7年1月1日までに納期が到来する市税・県税について、本社所在地の市及び県が発行する滞納がないことの証明書又は滞納がないことが分かる証明書を提出すること。
- 国税に係る納税証明については、令和7年1月1日までに納期が到来する国税について、本社所在地を管轄する税務署が発行する未納税額のない証明書【証明書の種類：その3】を提出すること。

(2) 提出期限 令和7年4月18日（金）午後5時15分まで

(3) 提出先 「13 問い合わせ先」と同じです。

(4) 提出部数 1部

(5) 提出方法 持参（土曜日、日曜日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期限当日の消印有効）により提出してください。

6 参加要件確認及び参加資格確認結果通知書の送付

参加意向申出書を提出した者について、公募に参加する者に必要な資格等の審査を行い、参加資格確認結果通知書を送付します。なお、資格を有すると認められなかったものは通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、書面により、資格を有すると認められないことについての説明を求めることができます。

(1) 通知日 令和7年4月28日（月）

(2) 通知方法 FAX送信後、郵便発送します。

7 提案書の作成及び提出について

上記6により参加資格確認結果通知を受け、資格を有することを認められた者は、別添仕様書の内容を踏まえ、次に定めるところにより提案書等を作成し、提出してください。

(1) 企画提案に必要な書類

① 提案書表紙（様式第7号）

② 提案書（様式第8号）

提案書は、次の項目ごとに記載してください。

提案 1	運行の安全性確保体制に関すること ・ 運行の安全確保のため、乗務員の勤務等の管理体制及び日常的な車両の点検・整備体制について ・ 安全運行に関する乗務員への指導・教育体制について ・ その他安全に関する独自の取組について
提案 2	利用者の利便性向上及び利用促進に関すること ・ 予約に関する応対可能時間（予約締切時刻・予約受付時間・予約受付可能期間）について ・ 高齢者等の利用者に対する配慮について ・ 苦情等があった場合の対応方法について ・ 従業員の技術・マナー等の向上に向けた取組について ・ 利用促進への取組について ・ その他利用者サービスを向上させる取組について
提案 3	緊急時・災害時の対応に関すること ・ 事故等緊急処理体制や連絡体制について ・ 災害（台風・積雪等）時の対応方法について
提案 4	乗合タクシー運行の基本的な考えに関すること ・ 乗合タクシー事業実施における事業実施方針について ・ 将来における乗合タクシー事業改善につながる考え方について
提案 5	事業の実施体制等 ・ 乗合タクシー運行区域内における事業者の運行実績について ・ 予約から送迎までの業務実施方法について
提案 6	安定したサービス供給能力 ・ 企業の経営状況について ・ 乗務員及び車両数の状況について ・ その他事業に供する設備等について
提案 7	地域内交通運行事業者としての実績等（提案 5 の運行に係る実績を除く） ・ 乗合タクシー運行区域内の事業所等の有無について ・ 地域貢献の取組について

※ 提案1から提案7までの各項目のポイントについては、別途定める「高知市デマンド型乗合タクシー運行事業プロポーザル審査要領」別紙「高知市デマンド型乗合タクシー運行事業プロポーザル審査基準」の審査の視点を参照してください。

(2) 提出期限 令和 7 年 5 月 8 日（木）午後 5 時 15 分まで

※ この期限までに必要書類のすべての提出がないものは、受付することができませんのでご注意ください。（提出がなかった場合は、辞退したものと見なします。）

(3) 提出先 「13 問い合わせ先」と同じです。

(4) 提出部数等 提出書類、様式及び提出部数等は次表のとおりです。

提出書類の名称	様式	提出部数等
① 提案書表紙	様式第 7 号	6 部
② 提案書	様式第 8 号	
③ 情報非公開希望申立書	様式第 9 号	1 部

(5) 提出方法 持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。）又は郵送（書留郵便に限る。当日消印有効）により提出してください。

(6) 企画提案に当たっての留意事項

- ① 提案書を受け付けた後の追加及び修正は原則認めません。
- ② 提出された提案書が次の事項に該当するときは無効となる場合があります。
 - ア 虚偽の内容が記載されているもの
 - イ 提案書の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの

8 審査及び審査方法

(1) 選定委員会による審査

提出された企画提案を本市が設置する「高知市デマンド型乗合タクシー運行事業者選定審査委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査します。

(2) 審査方法

選定委員会が、提出された提案書等及びヒアリングを元に、別途定める「高知市デマンド型乗合タクシー運行事業プロポーザル審査要領」に基づき審査し、各選定委員の審査結果（得点）を集計した総得点が高い者から順に事業実施候補者と次点者を選定します。

9 審査結果

(1) 審査結果の通知

審査結果は、令和7年5月23日（金）までにすべての参加者に文書で通知します。ただし、この審査結果通知日は審査日程により変更する場合があります。

(2) 選定されなかった者に対する理由説明

- ① 参加者のうち選定されなかった者に対しては、(1)の審査結果通知をした日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に、書面により、選定されなかったことについての説明を求めることができます。
- ② 回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、書面により行います。

(3) 審査結果の公表

審査結果は、審査結果の通知と同日に、高知市政策企画部交通戦略課のホームページに掲載します。

10 覚書の締結

「8 審査及び審査方法」により事業実施候補者に選定された者と提案書等の内容をもとにして事業実施についての協議と調整（以下「協議」という。）を行い、協議が調ったときに覚書を締結します。協議が調わないときは、8により次点者に選定されたものと協議を行います。

なお、選定された提案書等の内容及び運行地域における協議結果によって、仕様書の一部を変更した上で覚書を締結する場合があります。

11 本プロポーザルの実施スケジュール（予定）

内容	日付
募集公告（募集要領等の配布開始）	令和7年4月1日（火）
質問の提出期限	令和7年4月7日（月）
質問の回答期日	令和7年4月11日（金）
参加意向申出書等の提出期限	令和7年4月18日（金）
参加資格確認結果通知	令和7年4月28日（月）
提案書の提出期限	令和7年5月8日（木）
選定審査委員会（ヒアリング等実施日）（予定）	令和7年5月19日（月）
審査結果通知・審査結果公表（予定）	令和7年5月23日（金）

12 その他留意事項

(1) 費用の負担

このプロポーザルに関し必要な費用は、提案者の負担とします。

(2) 提出書類の取扱い

① 参加意向申出書を提出し資格を有すると認められなかった場合は、提案書等を提出することはできません。

② 参加意向申出書を提出した後に辞退する場合は、辞退理由を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。

なお、辞退することによって、今後の高知市との契約等について不利な取扱いをすることはありません。

③ 提出された提案書等は、返却しません。

④ 提出された提案書等は、審査に必要な範囲において複写することがあります。

⑤ 提出された提案書等は、高知市行政情報公開条例（平成12年条例第68号）に基づく開示請求があった場合は、開示の対象になります。

ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利害を害すると認められる情報は、同条例第9条第1項第3号の規定により非開示となるため、提出書類の該当部分の非開示を希望する場合は、情報非公開希望申立書（様式第9号）を提出してください。

なお、開示・非開示の判断は情報非公開希望申立書に基づき行うものではなく、情報非公開希望申立書を参考に、同条例に基づき高知市が客観的に判断します。

⑥ 事業実施者以外の提案書等の内容については、提案者の承諾なしに使用することはありません。

⑦ 提案書等の受付期間経過後の差替え及び修正は認めません。

(3) 次の各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、失格になることがあります。

① 参加資格要件を満たさなくなったとき。

② 提出書類に虚偽に記載をしたとき。

③ 提出書類に不備があった場合又は指示した事項に違反したとき。

④ 審査の公平性を害する行為があったとき。

⑤ 選定委員、高知市職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められたとき。

⑥ 社会通念上、補助金交付対象者としてふさわしくないと考えられる事態が生じたとき。

(4) 選定結果の通知時に、候補者の名称・所在地・総得点、その他の参加者の総得点（名称は公表しない。）を高知市政策企画部交通戦略課のホームページで公表します。

(5) 覚書締結の候補者決定から締結日までの間において、次に該当したときは、候補の決定を取り消し、覚書を締結しないことがあります。

① 参加資格要件を満たさなくなったとき。

② 本市指名停止要綱の対象となる事案に該当したとき。

13 問い合わせ先

住所：〒780-8571

高知市本町五丁目1-45

担当：高知市 政策企画部 交通戦略課 谷岡

電話：088-803-4317 FAX 088-823-9382

E-mail：kc-102400@city.kochi.lg.jp

URL：<http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/193/>

(参考)

○地方自治法施行令第167条の4

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開催の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（抜粋）

(市の事業等からの暴力団の排除)

第4条 市長は、市の事業等の契約等の相手方又はその役員等について警察等関係機関が次の各号のいずれかに該当する者として確認したときは、次条から第10条までに定めるところにより、市の事業等から排除するための措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団又は暴力団員等
- (2) その契約に係る業務、補助金に係る事業又は公の施設の管理に係る業務（以下「業務等」という。）に関し、暴力団員等を使用したと認められる者
- (3) 暴力団員等を雇用している者
- (4) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたと認められる者
- (5) 暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人の役員である者
- (6) その業務等に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等を利用していると認められる者
- (7) 市の事業等に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等を利用していると認められる者
- (8) その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると市長が認める者